



第202300087434号
令和5年6月29日

一般社団法人 鳥取県産業資源循環協会 会長 様

鳥取県生活環境部環境立県推進課長
(公印省略)

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）

本県の環境行政の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等により工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査（石綿含有建材の使用の有無に係る調査）の実施者等が定められ、環境省水・大気環境局大気環境課長より別添のとおり通知がありました。

改正概要は下記のとおりですので御承知くださいとともに、貴会員等への周知に御協力をお願いします。

（担当：星空環境推進室 米澤／ 電話0857-26-7206）

記

1 改正の概要

（1）工作物の解体等工事に係る事前調査を行う者

工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査について、一部の工作物を除き、必要な知識を有する者（調査者等）に行わさせなければならないこととした。

（2）工作物の解体等行為に係る事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者

ア 特定工作物告示で定める工作物のうち、炉設備、電気設備、配管設備、貯蔵設備等の解体等の作業は「工作物石綿事前調査者」が行うこと。

イ 特定工作物告示で定める工作物のうち、煙突等の建築物と一体となっている設備の解体等の作業、また特定工作物以外の工作物の解体等の作業のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業は、「工作物石綿事前調査者」、「一般建築物石綿含有建材調査者」、「特定建築物石綿含有建材調査者」もしくは「これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者」が行うこと。

（3）特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の追加 特定工作物に「観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）」を追加する。

2 留意事項

石綿除去又は囲い込み等の完了の確認をする者について、工作物に係る特定粉じん排出等作業における「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」とは、特定・一般建築物石綿含有建材調査者等又は当該特定工事に係る石綿作業主任者（石綿障害予防規則第19条に規定する者をいう。）をいう。

3 施行日

1 (1)、(2) 令和8年1月1日

1 (3) 令和5年10月1日